住所　神戸市須磨区大池町５丁目18番７―1409号
幸陽子　昭和46年１月13日生
住所　神戸市長田区滝谷町１丁目６番210号
林広子　昭和28年７月29日生
住所　神戸市須磨区行平町１丁目１番７号
桑三郎　昭和20年４月28日生
藩瀾生　昭和19年９月９日生
瀋義人　昭和44年８月25日生

○外務省告示第百五十八号

平成二十六年四月二十三日に東京で、科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の有効期間を延長する議定書の署名が行われ、同議定書は、同年七月二十日に効力を生ずる。

平成二十六年五月九日

外務大臣　岸田　文雄

科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の有効期間を延長する議定書

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、

千九百八十八年六月二十日にトロントで署名され、千九百九十三年六月十六日にワシントンで作成された議定書、千九百九十八年六月十六日にワシントンで作成された議定書、千九百九十九年三月十九日にワシントンで作成された議定書及び千九百九十九年五月十九日にワシントンで作成された議定書により延長された科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「協定」という。）の有効期間が二千十四年七月二十日に終了することを認識し、

協定第九条２の規定に従って行動して、

次のとおり協定した。

第一条

協定は、二千十四年七月二十日より十年間延長する。

第二条

この議定書は、二千十四年七月二十日に効力を生ずる。

二千十四年四月二十三日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
岸田文雄
アメリカ合衆国政府のために
キャロライン・ケネディ

○文部科学省告示第七十一号

博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第四条第一項の規定により、平成二十六年度における学芸員の資格認定を次のとおり実施するので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十六年五月九日

文部科学大臣　下村　博文

一　認定の種別

試験認定及び審査認定

二　受験資格

1　試験認定の場合

ア　学士の学位を有する者（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による学士の称号を有する者及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第二号から第八号までのいずれかに該当する者を含む。以下同じ。）

イ　大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者（旧大学令、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）又は旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）の規定による大学予科、高等学校高等科、専門学校又は教員養成諸学校を修了し、又は卒業した者及び学校教育法施行規則第百五十五条第二項各号のいずれかに該当する者を含む。）で二年以上学芸員補の職（博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第五条第二項に規定する職を含む。以下同じ。）にあった者

ウ　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する教育職員の普通免許状を有し、二年以上教育職員の職にあった者

エ　四年以上学芸員補の職にあった者

オ　その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

2　審査認定の場合

ア　学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）による修士若しくは博士の学位又は専門職学位を有する者（修士の学位を有する者には、学校教育法施行規則第百五十六条各号のいずれかに該当する者を、博士の学位を有する者には、旧学位令（大正九年勅令第二百号）による博士の称号を有する者及び外国において博士の学位に相当する学位を授与された者を、専門職学位を有する者には、外国において専門職学位に相当する学位を授与された者を、それぞれ含む。）であって、二年以上学芸員補の職にあった者

イ　大学において博物館に関する科目（生涯学習概論を除く。）に関し二年以上教授、准教授、助教又は講師の職にあった者であって、二年以上学芸員補の職にあった者

ウ　次のいずれかに該当する者であって、都道府県の教育委員会の推薦する者

①　学士の学位を有する者であって、四年以上学芸員補の職にあった者

②　大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者であって、六年以上学芸員補の職にあった者

③　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者であって、八年以上学芸員補の職にあった者

④　その他十一年以上学芸員補の職にあった者

エ　その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

三　認定の方法

1　試験認定の場合

ア　日時

平成二十六年十二月三日（水）から同月五日（金）まで。

時間は、受験票を送付する際通知する。

イ　場所

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター（東京都台東区上野公園十二番四十三号）において行う。

ウ　方法

筆記の方法により行う。

エ　試験科目

次表に定めるとおりとする。

試験科目	試験認定の必要科目
必須科目	上記科目の全科目
生涯学習概論 博物館概論 博物館経営論 博物館資料論 博物館資料保存論 博物館展示論 博物館教育論 博物館情報・メディア論	